

文京区指定文化財の追加指定について

文京区教育委員会は、文京区文化財保護条例（平成4年3月31日条例第28号）第20条第1項の規定により、胞衣塚碑及び掛軸「富士山弥陀三尊二猿」の文京区指定文化財の指定について、文京区文化財保護審議会に諮問し、調査・審議の結果、指定に相応しい貴重な文化財であるとの建議を受けた。これを受け、平成30年第2回教育委員会定例会において、文京区指定文化財に指定することを決定した。

1 胞衣塚碑

(1) 種別

有形民俗文化財

(2) 追加後の名称及び員数

徳川家宣胞衣塚 1基 付 胞衣塚碑 1基

(3) 指定理由

- ・根津神社境内西側の斜面上に所在する徳川家宣胞衣塚（区指定有形民俗文化財）の東側に隣接して建つ。
- ・徳川家宣胞衣塚に関する資料は本資料のほか、わずかに『根津御宮記』（国立国会図書館所蔵、文久元年〈1861〉成立）のみである。明治14年の銘がある本資料は、後世のものとはいえ徳川家宣胞衣塚の由緒を知ることができる重要な資料であり、歴史的価値が高い。

(4) 告示日

平成30年3月1日

(5) 所有者

根津神社（文京区根津一丁目28番9号）

(6) 所在地

文京区根津一丁目28番9号

2 掛軸「富士山弥陀三尊二猿」

(1) 種別

有形民俗文化財

(2) 追加後の名称及び員数

富士講関係資料 22点

(3) 指定理由

- ・本資料は、富士神社に伝来した富士講関係資料の一つである。富士神社伝来の区指定有形民俗文化財「富士講関係資料」のうち、掛軸「御身拔」と掛軸「富

士山小御嶽石尊大権現」の二幅と本資料を比較すると、三幅とも表具の仕様が同一で、同形の朱印（印文「官幣大社淺間神社久須志神社」）が捺されていることから、これらの掛軸は三幅一對の御三幅として使用されたと考えられる。

- ・御三幅とは富士講の祭壇に掲げる三幅一對の掛軸で、中央に御身拔を掲げ、左右に富士山の祭神である木花咲耶姫のほか、小御嶽石尊、富士山弥陀三尊二猿などの御影を掲げる。祭壇に拝されるだけでなく、富士登山の際にも御三幅を富士講員が背負い、山頂で飾り拝みをあげた。
- ・三幅一對の御三幅のうち二幅は区指定、一幅は未指定の文化財であるという状態を解消するため、未指定の本資料を区指定文化財「富士講関係資料」に追加指定する。

(4) 告示日

平成 30 年 3 月 1 日

(5) 所有者

富士神社（文京区本駒込五丁目 7 番 20 号）

(6) 寄託先

文京ふるさと歴史館（文京区本郷四丁目 9 番 29 号）

3 周知方法

区報及び文京区教育だより「きあら」に掲載する。



胞衣塚碑



掛軸「富士山彌陀三尊二猿」